

★ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

ホテル営業と旅館営業を旅館・ホテル営業に統合することなどを内容とする旅館業法、旅館業法施行令及び旅館業法施行規則の一部改正に伴い、関係規定及び関係様式について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年六月十五日